

様式第5号(第12条関係)

許可第2419号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社 北海道エコシス

代表取締役 鍛治 彰 男 様

令和6年2月19日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（家庭系ごみ） 一般廃棄物（事業系ごみ）
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許可期間		令和6年 4月 1日から （2024年） 令和8年 3月31日まで （2026年）
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		大樹町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	広尾郡広尾町字紋別760番地3 南十勝環境衛生センター
	その他	関係法令を遵守すること

令和6年3月7日

大樹町長 黒川

北海道
豊郡大樹町長吉印

上の処置を施してあります。

この証明書には不正防止の